

「おくやみコーナー」を開設します

問 市民課 ☎56-0607

亡くなられた人に関する市役所での各種手続きが一つの場所でできる「おくやみコーナー」を開設します。
*一部対応していない手続きもあります。

取り扱う事務

- 市民課 …… マイナンバーカード、印鑑登録証等の返納など
- 税務課 …… 原付等の名義変更、固定資産の届出など
- 収納課 …… 市税の納付についての相談など
- 長寿課 …… 介護保険の資格喪失など
- 福祉課 …… 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の返還など
- 保険医療課 …… 国民健康保険、年金、後期高齢者医療保険の資格喪失など

利用について

事前予約制 毎週火・木曜日の①9:00～、②10:30～、③13:30～、④15:00～

申 利用予定日の市役所閉庁日を除いた3日前までに市民課に電話で申込

医療費助成制度

問 保険医療課 ☎56-0617

医療費助成制度

次に当てはまる人は、医療費助成が受けられる場合があります。

- 身体障害者手帳1～3級、療育手帳A・B判定、精神障害者保健福祉手帳1・2級
- 自閉症状群の診断を受けた人
- 長久手市遺児手当などの対象世帯で、所得制限の範囲内である場合

詳細は市HPへ→



精神障がいにかかる入院医療費助成制度

精神障がいの入院にかかる医療保険適用分の自己負担額を助成します。

詳細は市HPへ→



高校生世代の入院費用助成制度

2021年4月から保護者（本人が被保険者の場合は本人）が**非課税**の高校生世代の入院費用を助成します。

詳細は市HPへ→



後期高齢者医療制度

65歳以上で次のような一定の障がいがある人は、後期高齢者医療制度に加入することができます。

- 身体障害者手帳1～3級、療育手帳A判定、精神障害者保健福祉手帳1・2級
- 身体障害者手帳4級の音声機能または言語機能の障害
- 身体障害者手帳4級の下肢障害のうち1号：両下肢のすべての指を欠くもの、3号：1下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの、4号：1下肢の機能の著しい障害のいずれか

詳細は市HPへ↑



職場の健康保険やその扶養に入ったら、国民健康保険は使えません!

問 保険医療課 ☎56-0618

職場の健康保険またはその扶養に入った場合、職場の保険証が届くまでの間、手元に国民健康保険（国保）の保険証があっても、それを提示して病院にかかることはできません。受診の際は、病院の窓口で職場の健康保険に加入したことを伝えてください。また、職場の健康保険に入ったら、国保の喪失手続きが必要です。手続きの詳細は市HPへ。

すでに国保の保険証で受診してしまった場合は病院へご相談ください。

粗大ごみやもえないごみをごみ集積場所から持ち去ったり、抜き取りをする業者がいます。そのような行為は条例で禁止されています。持ち去り行為を見かけた場合は環境課までご連絡ください。問 環境課 ☎56-0612